4　動産等の取扱い
　町長等が当該建築物の除却を行うときは、建築物の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去処分する。動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管し、若しくは引き渡すよう、５の問合せ先へ通知すること。
5　問合せ先
　大山町役場まちづくり課
　電話　0859―54―5202
　ＦＡＸ　0859―54―5216

特定空家等の除却命令及び代執行に関する公告

　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第２条第２項に規定する特定空家等と認められる次の建築物について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。
　令和８年７月31日　大山町長　竹口　大紀
1　対象となる特定空家等
　所在地　鳥取県西伯郡大山町上萬1131番地1
　用途　居宅・店舗
　構造　鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺３階建
2　所有者等が行うべき措置の内容
　当該建築物の内部又はその敷地に残置されている物品の搬出及び適切な処分並びに当該建築物の除却
3　措置の期限　令和８年８月17日
　所有者等が期限までに措置を行わない場合は、法第22条第10項の規定により町長が当該措置を行う。なお、当該措置後に所有者等が確知された場合は、措置に要した費用を徴収する。

会社その他の公告

解散公告
　当社は、令和八年六月十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年七月三十一日
　札幌市中央区北一条西二丁目一番地
　株式会社クロスメディア・ホールディングス
　代表清算人　廣畑　民雄

解散公告
　当社は、令和八年六月十四日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年七月三十一日
　札幌市中央区南五条西十五丁目二―三リズム医大前五〇三号室
　株式会社ｅｕｋｏｔｅ
　代表清算人　角田真由美

解散公告
　当社は、令和八年六月三十日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年七月三十一日
　札幌市南区澄川六条十一丁目一〇番七号
　有限会社藤原組
　清算人　藤原　潤子

解散公告
　当社は、令和八年七月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年七月三十一日
　山形県米沢市城西一丁目六番二〇号
　有限会社高野薬局
　清算人　高野　恭

解散公告
　当法人は、令和八年六月二十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年七月三十一日
　山形市鳥居ケ丘五番一四号
　一般社団法人やまがた樹木医会
　代表清算人　三森　和裕

解散公告
　当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年七月三十一日
　福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野六四四番地
　井上木材株式会社
　代表清算人　井上　文博

解散公告
　当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。
　なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。
　令和八年七月三十一日
　福島県南相馬市原町区中太田字天狗田九五番地の二五
　有限会社中川木材
　清算人　中川　桂子